

別冊給水装置工事施行基準は、標準給水装置工事施行基準より優先する。
見出し(章節番号、段落番号等を含む)については、標準給水装置工事施行基準に準拠している。なお、別冊給水装置工事施行基準独自の事項については見出し番号を追加している。

1. 総則

1.1 施行指針基準

1.1.2 給水装置の定義(P.1)

1. 田尻水道事業においては、水道メーターの貸与品は口径 13～40 mmとする。また、口径 50 mm以上のメーター及び遠隔装置付集中検針の場合は、私設メーターとする。

3. 手続

3.3 事務手続(P.16)

10.メーター出庫

指定工事業者は、メーターが必要な場合、加入金の納入後にメーターを受け取ることができる。

4. 設計

4.5 給水管の口径決定

4.5.1 基本事項(P.41P.40)

5. 新設工事では、~~メーター及び給水管口径 30 mm、13 mm~~を承認しないものとする。
6. 田尻町域においては、口径 13 mm、口径 30 mmは承認しないものとする。

5. 施工

5.1 指定材料及び配管方法(P.73P.67)

2. 配水管等の取付口から敷地内までの配管例は以下のとおりとする。5.4 メーター設置基準に示す。
○口径 13～40mm

削除

別冊給水装置工事施行基準は、標準給水装置工事施行基準より優先する。
見出し(章節番号、段落番号等を含む)については、標準給水装置工事施行基準に準拠している。なお、別冊給水装置工事施行基準独自の事項については見出し番号を追加している。

1. 総則

1.1 施行指針

1.1.2 給水装置の定義(P.1)

1. 水道メーターの貸与品は口径 13～40mm とする。また、口径 50 mm以上のメーター及び遠隔装置付集中検針の場合は、私設メーターとする。

4. 設計

4.5 給水管の口径決定

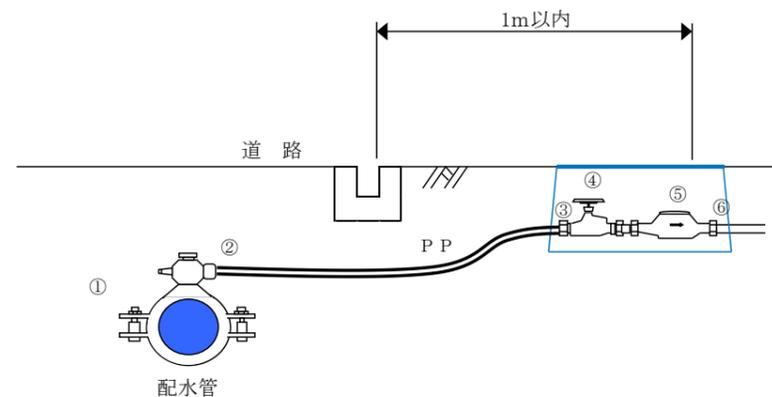
4.5.1 基本事項(P.40)

5. 新設工事では、メーター及び給水管口径 30 mmを承認しない

5. 施工

5.1 指定材料及び配管方法(P.67)

2. 配水管等の取付口から敷地内までの配管例は以下のとおりとする。
○口径 13～40mm



(修正)

(追加)

(追加)

(修正)

(修正)

(図の削除)

削除

○口径50～75mm

削除

削除

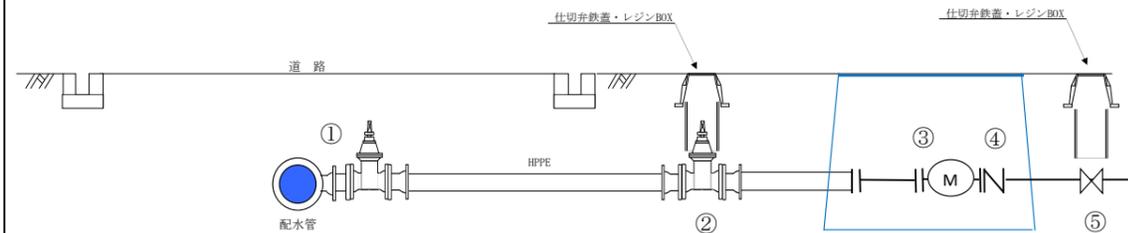
~~※3 貯水槽式の場合は不要とする。~~

○全口径について

- ~~・メーター下流側については、参考(企業団指定ではない)とする。~~
- ~~・水圧が高い地域については、企業団が水圧調整のために止水栓等を指定する場合がある。~~

項目	種類
①分水	サドル付分水栓
②継手	分止水栓用ソケット
③継手	メーター用ソケット又はベンド
④止水栓	ボール止水栓伸縮形(逆止弁内蔵型)
⑤メーター	φ13～φ40
⑥メーター下流側	HIガイドナットシモク

○口径50～75mm



項目	種類
①分水	サドル付分水栓
②継手	分止水栓用ソケット
③継手	メーター用ソケット又はベンド
④止水栓	ボール止水栓伸縮形(逆止弁内蔵型)
⑤メーター	φ13～φ40
⑥メーター下流側	HIガイドナットシモク

※3 貯水槽式の場合は不要とする。

○全口径について

- ・メーター下流側については、参考(企業団指定ではない)とする。
- ・水圧が高い地域については、企業団が水圧調整のために止水栓等を指定する場合がある。

(表の削除)

(削除)

(図の削除)

(表の削除)

(削除)

5.2 給水管の取出し

5.2.1 分岐(P.74P.68)

- 4. 口径75mm以上の給水管を引き込む場合は、原則として不断水式T字管を使用して分岐する。二受T字管等の断水を伴う取出しは、泉南地域水道センターと協議を行うこと。
- 8. 給水管の引込みは、原則として1敷地につき1引込みとする。ただし、二世帯住宅や共同住宅等は協議によりこの限りではない。

1. 分岐の条件及び施工の留意点

(7) ダクタイル鋳鉄管のサドル付分水栓等による穿孔箇所には、穿孔部のさびや腐食の防止のために適切なコアを装着すること。(密着コアを推奨する)

不断水T字管分岐についても口径150mm以下は、コア(SUS製)を使用すること。

(8) 配水管からの分岐口径は以下のとおりとする。

配水管		分岐管の口径(mm)									
管種	口径(mm)	20	25	30	40	50	75	100	150	200	
ダクタイル鋳鉄管 及び 鋳鉄管	75	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> A B </div>									
	100										
	150										
	200										
	250										
	300										
	350										
塩化ビニル管	40	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> A 分岐不可 </div>									
	50										
	75										
	100										
	150										
配水用ポリエチレン管	50	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> A 分岐不可 </div>									
	75										
	100										
	150										
ポリエチレン管(2層管)	40	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> A 分岐不可 </div>									
	50										

A	サドル付分水栓	B	不断水式T字管又は二受T字管
---	---------	---	----------------

5.2.3 仕切弁等の設置(P.69)

~~2. 設置する仕切弁等の材料は、ソフトシール仕切弁又は青銅製ソフトシール弁を使用すること。
また、弁室の鉄蓋は「大阪広域水道企業団市町村域水道事業 円形鉄蓋 規格仕様書」に準拠することとし、鉄蓋の仕様は次表のとおりとする。~~

5.2 給水管の取出し

5.2.1 分岐(P.68)

1. 分岐の条件及び施工の留意点

(8) 配水管からの分岐口径は下記のとおりとする。

配水管		分岐管の口径(mm)									
管種	口径(mm)	13	20	25	40	50	75	100	150	200	
ダクタイル鋳鉄管 及び 鋳鉄管	75	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> A 分岐不可 </div>									
	100										
	150										
	200										
	250										
	300										
ビニル管	40	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> A 分岐不可 </div>									
	50										
	75										
	100										
ポリエチレン二層管	40	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> A 分岐不可 </div>									
	50										

A	サドル分水栓	B	不断水式T字管又は二受T字管
---	--------	---	----------------

5.2.3 仕切弁等の設置(P.69)

2. 設置する仕切弁等の材料は、ソフトシール仕切弁又は青銅製ソフトシール弁を使用すること。
また、弁室の鉄蓋は「大阪広域水道企業団市町村域水道事業 円形鉄蓋 規格仕様書」に準拠することとし、鉄蓋の仕様は次表のとおりとする。

(追加)

(追加)

(表の修正)

(表の修正)

(削除)

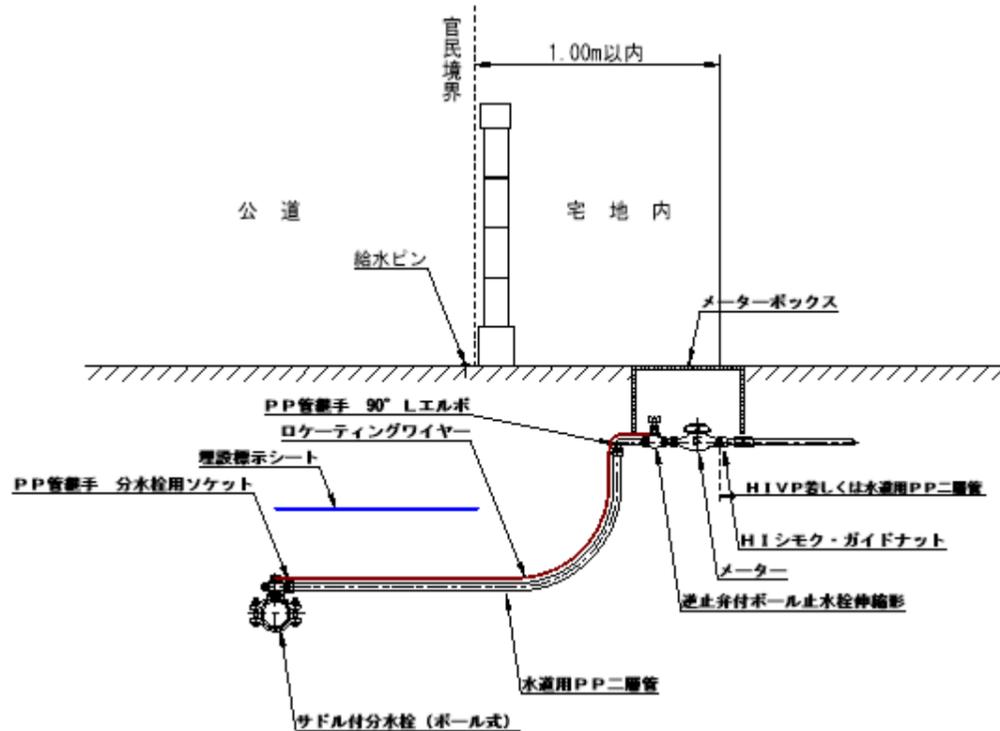
~~※設置場所の状況により、上記の弁室が設置できない場合は、協議により決定する。~~
~~※口径 25mm以下の弁室については、上記指定によらず鉄蓋を使用するものとし、枠は維持管理に支障のないものとする。~~

5.4 メーター設置基準

5.4.1 メーター室の構造 (P.82P.76)

1. (1) 口径 20・25 mmのメーター室の構造は次のとおりとする。

○口径 20 mm・25 mm



※止水栓については、逆止弁付ボール止水栓伸縮形とし、閉栓キャップ（リングバルブ用 SII型）が正常に装着できるものとする。

鉄蓋の仕様

種類	蓋表面に表示する文字等			表示色	空気抜き穴	取手	その他
	文字①	文字②	その他				
円形鉄蓋	1号 (250)	仕切弁	広域水道	青：仕切弁 赤：ストッパー	—	—	φ40～φ200
	2号 (350)	仕切弁	広域水道	青：仕切弁 赤：ストッパー	—	—	φ250・φ300
角型鉄蓋	小型 (440×330)	空気弁	広域水道	—	有・無	—	
		消火栓	駐車禁止	—	—	有・無	

※設置場所の状況により、上記の弁室が設置できない場合は、協議により決定する。
 ※口径 25mm以下の弁室については、上記指定によらず鉄蓋を使用するものとし、枠は維持管理に支障のないものとする。

5.4 メーター設置基準

5.4.1 メーター室の構造 (P.76)

1.

(表の削除)

(削除)

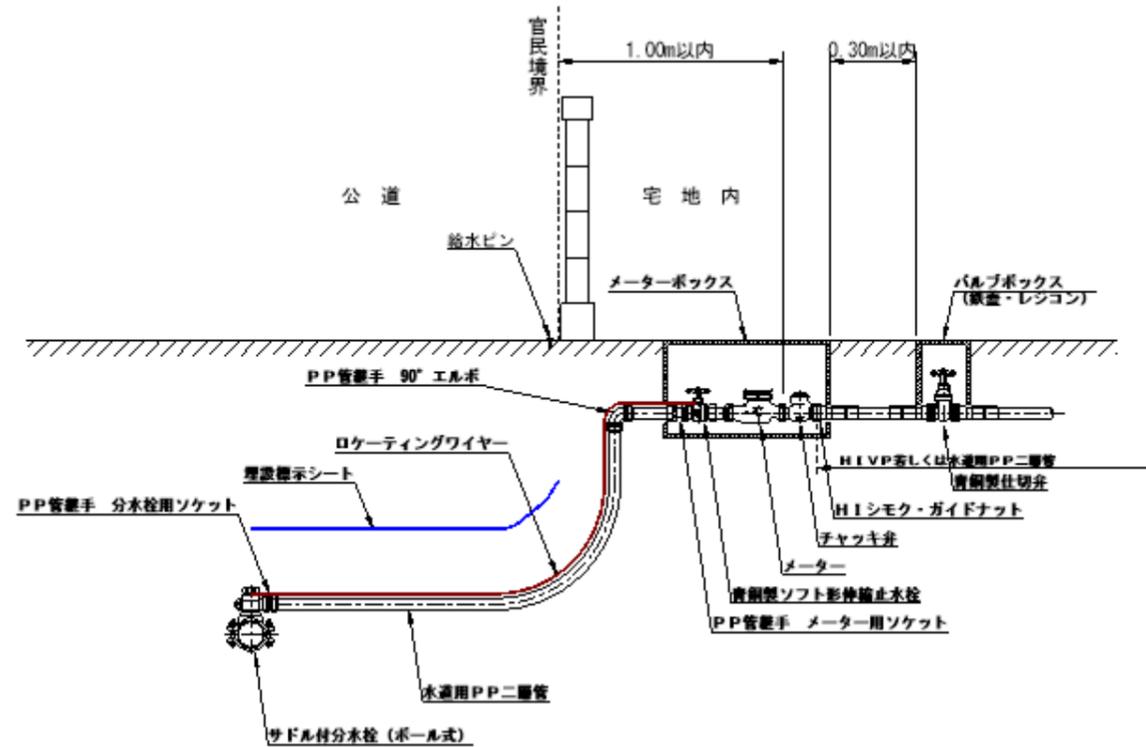
(追加)

(図の追加)

(新規)
(修正)

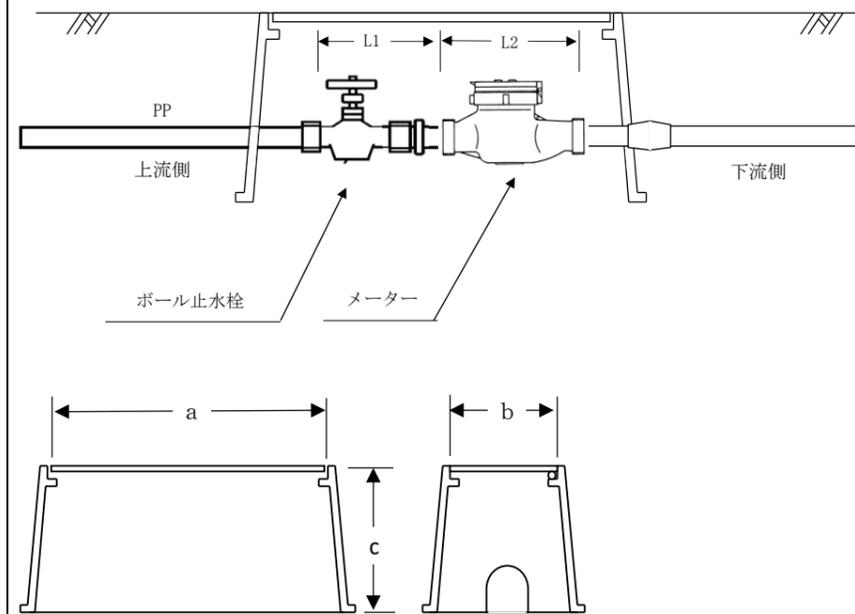
(2)口径 40mm、50mm、30~75mm以上のメーター室の構造は次のとおりとする。

○口径 30mm・40mm



(2)口径 40mm、50mm、75mm のメーター室の構造は次のとおりとする。

○口径 40mm



メーター口径	L1	L2	a	b	c
40	193~198	245	500	200	200

※a,b は最小寸法、cは参考寸法、単位は mm

(図の変更)

(削除)

(修正)

単位:mm

メーター口径	メーター室寸法		メーター長さ	メーター深度	
	A	B	Lm	h1	h2
40	552 以上	297 以上	560	300 以上	130 以上
50	595 以上	450 以上	560	300 以上	130 以上
75	750 以上	475 以上	630	425 以上	200 以上
100	885 以上	590 以上	750	450 以上	240

※上記の寸法は参考である。メーター室の構造については、ボックス内においてメーター交換作業が容易にできる作業スペース及び電子メーター用読み取り器の設置位置も考慮し、泉南地域水道センターと協議の上、現場施工とする。また、上記の基準を満たせば二次製品でも可とする。品質については協議する。

6. 直結(直圧・増圧)式の施行基準

6.1 3～5階直結直圧式給水(P.100P.93)

1. 適用条件

(6) ~~上記(1)～(5)を満たす場合でも、給水区域の変更などの将来計画や使用水量等が周辺給水に多大な影響が予想される場合、3～5階までの部分には、直結直圧式給水は承認しない。~~

「多大な影響」とは、濁水、水圧低下、出水不良、断水の発生及び配水管水圧が常時安定しない状態等を指し、これら事象の誘発が想定される場合は、3～5階直結直圧式を承認しない。

(7) その他、漏水・メーター交換時の断水等を考慮の上計画すること。

5. 水圧調査

申請者は、近隣の蛇口等で配水管の水圧の調査を行い、結果を企業長に提出するものとする。泉南地域水道センターでは、将来計画の管網解析結果等で判断する。

6.2 直結増圧式給水(P.104P.97)

1. 適用条件

(6) ~~上記(1)～(5)を満たす場合でも、給水区域の変更などの将来計画や使用水量等が周辺給水に多大な影響が予想される場合、3～10階までの部分には、直結増圧式給水は承認しない。~~

「多大な影響」とは、濁水、水圧低下、出水不良、断水の発生及び配水管水圧が常時安定しない状態等を指し、これら事象の誘発が想定される場合は、直結増圧式を承認しない。

(7) その他、漏水・メーター交換時の断水等を考慮の上計画すること。

5. 水圧調査

申請者は、近隣の蛇口等で配水管の水圧の調査を行い、結果を企業長に提出するものとする。泉南地域水道センターでは、将来計画の管網解析結果等で判断する。

単位:mm

メーター口径	メーター長さ
50	560
75	630
100	750

※上記の基準を満たせば二次製品でも可とする。品質については協議する。

6. 直結(直圧・増圧)式給水の施行基準

6.1 3～5階直結直圧式給水(P.93)

1. (6) 上記(1)～(5)を満たす場合でも、給水区域の変更などの将来計画や使用水量等が周辺給水に多大な影響が予想される場合、3～5階までの部分には、直結直圧式給水は承認しない。

6.2 直結増圧式給水(P.97)

1. (6) 上記(1)～(5)を満たす場合でも、給水区域の変更などの将来計画や使用水量等が周辺給水に多大な影響が予想される場合、3～10階までの部分には、直結増圧式給水は承認しない。

(表の変更)

(修正)

(修正)

(新規)

(修正)

(新規)